

承認第1回 中央常任委員会（2020年2月1日）

承認第1回 中央委員会（2020年2月1日）

中央委員会 御中

## 2020年度 立命館大学学友会 中央委員会運営細則

（起案：中央常任委員会）

### 第1条（目的）

本細則は、中央委員会に関する事項のうち、学友会会則で定められていない事項について補完するものである。

### 第2条（議決権）

中央委員会での議決権は、各パートの三役であれば行使できる。但し、他パートへの委任は認められない。

### 第3条（召集の通知）

中央委員会の召集通知は、原則として開催の2週間前までとする。但し、必要性・緊急性が認められると中央常任委員会が判断した場合はこの限りではない。

### 第4条（議案の提出）

中央委員会に提出する議案は、中央委員会開催日の1週間前までに中央常任委員会に提出する。但し、必要性・緊急性が認められると中央常任委員会が判断した場合はこの限りではない。

### 第5条（議題の通知）

中央委員会に提出する議題は、中央常任委員会で承認された後、速やかに中央委員会に電磁的方法を用いて通知する。

### 第6条（オブザーバーの発言）

オブザーバーは、出席している議決権行使者の過半数が拍手にて認めた場合のみ発言することができる。

承認 第1回 中央常任委員会（2020年2月1日）

承認 第1回 中央委員会（2020年2月1日）

#### 第7条（議決の持越し）

議決の持越しは出席している中央委員が発議し、議決権行使者の過半数の賛成によって行うことができる。但し、持越しは1度までとする。

#### 第8条（議決）

議決の意思表示は賛成、反対の2つとし、棄権は当然に認められる。

#### 第9条（賛否同数の場合）

1回目の議決で賛否同数の場合、その議案の審議及び議決に関しては次回中央委員会まで持越しとする。さらに2回目の議決においても賛否同数の場合は中央常任委員長が決する。

#### 第10条（一時不再議）

年度内において議決した案件と同一の案件については再び同一年度内に議題として提出することができない。但し、中央委員会より上位の意思決定において再議の発議がなされた場合はこの限りではない。

#### 第11条（電磁的手段の運用）

##### 第1項 議案の電磁的手段を用いた開示

原則、中央委員会においてこれを行う。但し、中央常任委員会の議決権保持者全員が必要と認めなかった場合はこの限りではない。

##### 第2項 遠隔会議

中央常任委員会の議決権保持者全員が必要と認めた場合はこれを行う。

#### 附則

本細則は、2020年度内において効力を有する。